

適格現物分配の活用方法

(担当：本間)

適格現物分配制度を活用することにより、企業グループ内における組織再編や資産の移転を柔軟に行うことができるようになりました。

1. 現物分配とは？

会社から株主に対する配当は金銭で行われるケースが多いですが、現物分配とは、この金銭に代えて、土地・株式等の金銭以外の財産を配当することをいいます。

2. 適格現物分配とは？

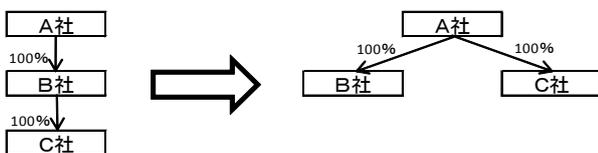
平成22年度税制改正により創設された制度で、現物分配の直前において、完全支配関係がある会社間で行われる現物分配を適格現物分配といいます。

適格現物分配には、税法上、以下のような特徴があります。

- ・ 受取配当金の全額が益金不算入
- ・ 現物配当にかかる源泉徴収不要
- ・ 配当資産の帳簿価額による移転（移転損益ゼロ）

3. 適格現物分配の活用方法

① 孫会社の子会社化



上図のように A 社の孫会社である C 社を A 社の子会社とするためには、主として、以下の 3 つの手法が考えられます。

イ) 現物分配

C 社株式を 配当財産として B 社から A 社へ 配当

ロ) 会社分割

A 社を 承継会社、B 社を 分割会社、C 社株式を 分割資産とする 会社分割

ハ) 株式売買

C 社株式を B 社から A 社へ 譲渡

現物分配・会社分割・株式売買を比較した場合の現物分配のメリットは以下の通りです。メリットがある場合には、適格現物分配制度活用を検討する余地があります。

i. 会社分割と比較した現物分配のメリット

- ・ 債権者保護手続等が不要であるため、計画から実行までの時間が短縮できる。また、手続きに煩雑さが無い。
- ・ 税制適格を満たすための要件が少ない。

ii. 株式売買と比較した現物分配のメリット

- ・ C 社株式の移転による損益が発生しない（株式売買の場合でも移転損益が繰り延べられる場合もあります）。

② 土地等の移転

子会社が保有する土地等の資産を親会社に移した後に、子会社を売却する場合などは、土地等の移転方法としては、上記①に掲げた「現物分配」「会社分割」「土地等の売買」が考えられますが、上記①と同様の理由などにより、「現物分配」にメリットが出るケースもあります。

4. 適格現物分配の注意点

現物分配は組織再編税制の一つと位置づけられているため、適格現物分配に該当した場合には、合併や分割などの組織再編と同様に、現物分配後において、以下の項目に注意する必要があります（詳細説明は割愛します）。

- ・ 繰越欠損金の使用制限
- ・ 特定資産の譲渡等損失の損金算入制限